

of the posterior falco-tentorial junction adjacent to the internal occipital crest. Cerebral angiograms showed (1) the occluded confluence sinuum and compensatory venous collaterals, (2) venous drainage through the persistent falcine sinus, which was rare in an adult, from the straight sinus into the superior sagittal sinus (SSS), (3) venous drainage through diploic veins and emissary veins into scalp veins. The tumor including the confluence sinuum was totally removed via a combined bi-occipital and suboccipital craniectomy. The confluence sinuum was invaded and occluded by the tumor. The tumor was histologically diagnosed as a fibroblastic meningioma. Post-operative angiogram showed a formation of the new venous channel which is located

between the posterior part of the SSS and the lateral part of right transverse sinus. The origin of this new venous pathway was thought to be congenital presence of a "latent" dural venous channel. After ventriculoperitoneal shunting, the patient was discharged without any neurological deficits. A follow-up angiogram one year and two months after discharge showed that the channel become dilated and the venous collaterals seen before surgery disappeared probably due to the change of balance of venous pressure. The venous drainage pattern seemed to become resembling the normal variant type in which the SSS drains into the right transverse sinus, and the left sinus was hypoplastic.

(Received: Jan. 16, 1987)

「引用」についての豆知識

「引用」の範囲を超えて他人の著作物を、自身の著作物へ取り込む場合(“転載”)には相手方(著作権者・出版社)の許諾が要ります。(許諾の条件として著作権使用料を請求される場合もあります) 但し、「引用」の条件を満たして利用する場合は自由に利用できます。

1. 「引用」の条件

- 1) その著作物が既に公表されていること。
- 2) 執筆上(自説の説明・展開、学説の批評などのため)その文章、図表を取り込み使用する**必然性**がなければならないこと。
- 3) 引用しようとしている文章の長さや、図、表の数・量が客観的にみて**正当な範囲**にあること。
- 4) 原則として、改変を加えず、**原形を保持**すること。(改変使用の場合は、その旨の表示を必要とする)
- 5) 原著者の名誉や声望を害したり、原著者の意図に反した使用法をしないこと。(例えば、原著者が既に訂正・補足した学説を、ことさらに訂正・補足以前のかたちのまま引用し、あるいは引用して批評するなど)
- 6) 引用された文章、図表などがそれと判るよう明示すること。
- 7) 出所(出典)を引用個所に近接して明示すること。

2. 改変使用について

- 1) 原著者の意を害さない範囲で内容を要約しての使用、あるいは、外国語を日本語に訳しての使用は「引用」として認められている。この場合は「出所の明示」に加えて、さらに「…より改変(あるいは翻訳)」などの“ことわり”を入れることが必要となる。
- 2) 二つ以上の著作物を使用しそれを複合利用する場合は、出所の明示に加えて「…と…とより複合」などと、その旨付記する。
- 3) 著しい改変を加え、もはや「引用」とは認められない図表などの場合、それを新しい原図(表)とするか否かは、そこに盛られる表現上の *creativity* の問題であり、その判断は著者自身の学問的良心による。

「引用」かどうか疑わしい場合(特に書籍から利用する際には、まず原著の出版社に連絡されることをおすすめします。「出版権」設定に伴い出版社も複製の権利を所有しておりますし、著者が「著作権」の運用を出版社に委託している場合が通例となっております。

(上記は日本医書出版協会 発行の『著作権の知識一編集・執筆のために』より抜粋。発行所: 電話 03-818-0160)

編集室